

岡山県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和 6 年 2 月

岡山県防災会議

第3項 保健医療福祉活動に係る体制整備

1 現状と課題

被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等（以下「保健医療福祉活動チーム」という。）の間における情報共有に関する課題が指摘されており、被災地に派遣される保健医療福祉活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する必要がある。

2 基本方針

大規模災害時に、県において保健医療福祉活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるようにする。

3 対 策

[県（保健医療部、子ども・福祉部）]

大規模災害時に設置する県災害保健医療福祉調整本部（保健医療部、子ども・福祉部設置）及び地域災害保健医療福祉調整本部（県保健所設置）について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。

- ① 保健医療福祉活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療福祉活動チームとの情報連携
- ③ 収集した保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

災害時に、本部における保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要な場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努める。

[岡山市]

岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療福祉調整本部による総合調整の下で保健医療福祉活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。